平成２２年（フ）第４１９号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字向江3360番地の９　千音寺荘Ｔ－６棟203号
債務者　酒井　広子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４３３号
名古屋市南区観音町７丁目22番地
債務者　渡邊　一史
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５０３号
兵庫県三木市志染町広野１丁目62番地
債務者　石田　浩二
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１号
神戸市東灘区魚崎中町４丁目６番15―401号
債務者　西　　武士
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９２号
神戸市垂水区狩口台５丁目13番18号、従前の住所神戸市垂水区西舞子８丁目16番19―610号
債務者　三川祐紀人
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２５号
神戸市北区君影町４丁目10番15号
債務者　嶋田　里美
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４３号
兵庫県三田市福島697番地３
債務者　平田　泰三
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５６号
神戸市中央区国香通４丁目１番８―703号、従前の住所神戸市中央区国香通２丁目３番７号国香マンション306
債務者　山越　真弥（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６２号
神戸市北区鈴蘭台東町８丁目４番６―502号
債務者　上戸　敦子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７０号
神戸市兵庫区大開通８丁目２番１―413号
債務者　華山正夫こと　鄭　　二洙
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７２号
神戸市中央区北野町４丁目12番５号　ユートピア北野403号
債務者　おんなＲｅａｓｏｎこと　上田すゞ代（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７３号
兵庫県三田市富士が丘３丁目18番地21
債務者　塩田　晋三
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４号
長崎県佐世保市卸本町38番６号
債務者　中村美樹子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第４３２号
愛知県春日井市六軒屋町１丁目150番地シャトレ愛松春日井602号
債務者　大島　　明
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１号
長崎県島原市津町521番地
債務者　朴木　嘉壽
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
島根県八束郡東出雲町大字須田925番地２
債務者　田中　譲太
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０号
島根県雲南市吉田町吉田165番地
債務者　石橋美重子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６２号
北海道旭川市神楽１条12丁目１番12号　コスモ神楽Ａ―203
債務者　萬　　達雄
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部